

えん罪日野町事件 特別抗告棄却・再審開始確定にあたっての声明

2026年2月26日

日本国民救援会滋賀県本部・同中央本部
えん罪日野町事件再審無罪を求める関西連絡会
再審・えん罪事件全国連絡会

最高裁第2小法廷（岡村和美裁判長）は2月24日付で、故阪原弘さんの遺族が「父は無実です。父の無念を晴らしたい」と裁判のやり直し（再審請求）を申し立てていた滋賀・日野町事件で検察の特別抗告を棄却し、再審開始が確定しました。この決定は当然のものとして歓迎すると同時に、これまでご支援をお寄せいただいた多くの方々にお礼申し上げます。しかしながら、再審開始が確定するまでに長期を要したことに、法の欠陥と検察による引き延ばしに怒りを禁じえません。

事件は1984年12月28日、滋賀県日野町で発生。酒店を営む女性が行方不明となり、翌年1月18日に同町内の造成地で遺体となって発見され、3年後に酒店の常連客であった故阪原弘さんが、厳しい取り調べによって嘘の自白により逮捕・起訴されて、2000年9月、無期懲役が確定したものです。阪原弘さんは、裁判のやり直しを求め再審請求を申し立てましたが、広島刑務所収監中に持病が悪化、刑の執行停止によって釈放・移された病院で治療中の2011年3月、再審請求審の途上で無念の死を迎えることとなりました。

翌年3月、遺族によって第二次再審請求が申し立てられ、検察官手持証拠の開示が進み確定判決の認定を覆す証拠が次つぎに明らかになりました。阪原さんの犯人性を示すものとして被害金庫の発見（廃棄）現場への案内は、引き当て捜査に関するネガによって、現場からの帰り道に振り返らせて指差す姿を行き道の案内として挿入して示す警察の意図的な改ざんが明らかとなりました。これらによって2018年7月11日、大津地裁は確定有罪判決の誤りを認め、再審開始を決定しました。地裁の判断は、白鳥・財田川決定に沿った判断であり、再審請求審本来の在り方を示すものとして評価できるものでした。

ところが検察は大阪高裁に即時抗告。2023年2月27日、大阪高裁が即時抗告を棄却すると、検察は特別抗告し、最高裁からの求めに対して9ヶ月もの間記録を送らなかつたばかりか、「再審制度の理念が誤判救済にあたるという弁護団の主張が誤りだ」とする再審の理念に反する主張までおこないました。

以上の再審審理の経緯から、今回の決定は当然であり、私たちは一日も早く再審公判が行われ、故阪原弘さんと遺族の名誉が回復されるまで引き続き、支援に全力を尽くす決意を表明します。

日野町事件をめぐる問題は、再審開始決定の確定だけにとどまりません。

第一に、検察の上訴により、再審開始確定までに、地裁の開始決定から7年7月もの長い年月を要し、無辜の救済を遅らせたことです。

第二は、検察の証拠隠しです。今回の再審開始決定の決定的な契機となったものは、証拠開示により、自白の信用性を覆す証拠—犯行現場への案内引き当て捜査での改ざん等—の隠蔽が崩れたことでした。弁護団の粘り強いたたかひによって証拠開示が実現し、再審開始決定に繋がったものですが、これがなければ救済の道は事実上閉されていたと言えます。

現在、「再審法の見直し」が今特別国会の審議に上る状況を迎えていますが、本決定に至る経過は、見直しの一つである、再審開始決定に対する検察の上訴禁止が喫緊の課題であることを、あらためて鋭く

浮き彫りにしました。政府提出の法案づくりに向けた今月12日の法制審議会（再審関係部会）の答申は、この視点が完全に欠落し、検察の上訴を容認しています。証拠開示に関しては、再審請求時の新証拠に関連するものに限定するとしています。このような規定ができると日野町事件は救われる道がありません。

さらに、再審法の見直しには、審理手続きの明確なルール化というもう一つの課題があります。日野町事件では、原一審の最終段階で、裁判官がひそかに検察官を呼んで、このままでは有罪は困難だからとして、犯行場所と時間帯を極端に広げて曖昧にする「訴因変更」を行うように教唆し、検察がこれに従って「訴因の予備的変更」をしていたのです。

私たちは、日野町事件を通して、検察による証拠の全面開示ならびに検察の不服申し立て（上訴）の禁止、再審審理のルールづくりなどの「再審法改正」実現に向けても努力を重ねる決意であることを、ここにあらためて表明するものです。